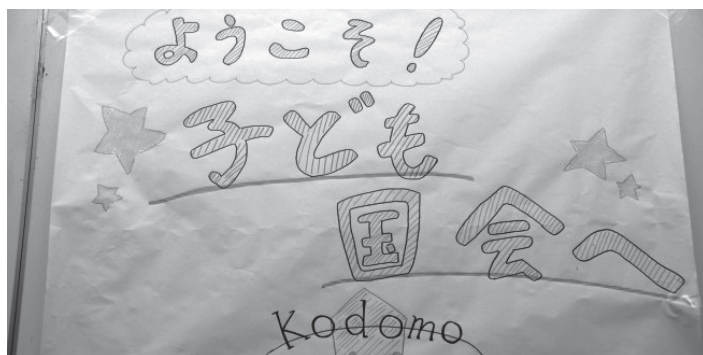


特集 子ども参加

第9回子ども国会開催報告

栗田 雄揮 (子ども国会実行委員会 代表)



討論の様子

この度、子ども国会実行委員会では、第9回子ども国会を8月16日から17日にかけて開催いたしました。子ども国会は、全国から中高生が集まり、社会問題について、いくつかの分科会に分かれ、1泊2日で討論するイベントです。話し合った結論は「宣言書」という形にまとめて採択し、後日国会議員をはじめとする大人の方々に手渡すことで、子どもたちの声を社会に届けています。第1回子ども国会は「世界中の子どもに教育を」キャンペーンの一環として開催されましたが、「来年以降も続けてほしい!」という参加者の意見から、毎年子ども国会を開催する団体として2004年10月に子ども国会実行委員会が設立されました。実行委員会は高校生・大学生のメンバーで構成されており、月2回程度のミーティングで子ども国会の運営について話し合っています。子ども国

会実行委員会主催のイベントとして毎年8月の子ども国会だけでなく、その年ごとに討論会なども開催しています。

私たち実行委員は「みんなが『豊か』に生きていける未来の実現」という目標を掲げ、子ども国会を開催しています。社会における諸問題を考え、議論をすることは、参加する子ども一人一人にとって豊かな心を持つきっかけとなり、それはさらに彼らを取り巻く大人、ひいては、社会全体の向上につながると私たちは考えています。子ども国会では、学校や年齢を越えた様々な人たちと出会い、多くのことに関心を持ち、視野を広げ、社会に声を届けることができます。そのような機会と場をつくっていくことが、私たちの活動です。

第9回子ども国会は「社会に響け、ぼくらのことば」とい

NEWSLETTER No.109 CONTENTS

特集 子ども参加

- 第9回子ども国会開催報告 /1
- 大人の実行委員会と子どもの実行委員会
子どもの権利条約フォーラム2012
in あいち プレフォーラム /3

東北に住む子どもの声

- 福島×ベネズエラ 音楽国際交流の夏ものがたり /4
- 東日本大震災 仮設住宅に暮らす子どもの状況 /5
- 岩手県野田村の子ども達 /6

国内の動き

- 子どもの多様な学びの実現に向けて、立法をめざす /7
- 子どもと学校の安全のいま /8
- 子どもの権利条約基礎講座に参加して /9

国際社会の動き

- 頑張っているイギリスの子どもコミッショナー /10

シリーズ市民活動の『初めの一歩』第11回

- 出会いは活動の原点～「学ぶ権利」を求めて～ /11

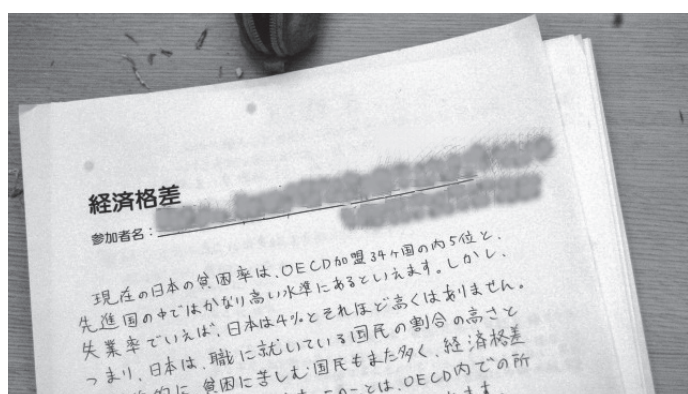
イベント案内 /12

うテーマのもと、「働くとは」、「教育～伝わる仕組みを作ろう～」、「日本の難民と私たち」、「経済格差」、「日本×スポーツ」という6つの分科会を設けました。これらの分科会は、高校生・大学生のファシリテーターがそれぞれ自分の興味があり議論してみたいテーマを持ち寄り、それを参加者たちと話し合い、社会にその結果をどのように伝えられるかということを考えながら綿密な準備をもって設定されたものです。

第9回子ども国会当日は、代々木のオリンピック記念青少年センターに計24名の子ども議員（参加者）が、遠くは大阪や宮城から集まりました。今年は参議院主催の「子ども国会」が開催されたこともあり、そちらのニュースから子ども国会を知ったという参加者が見受けられました。なお、参議院主催の子ども国会との大きな違いは参加者の年代です。あちらは小学生を対象にしていますが、私たちの子ども国会は主に中高生を参加対象者としています。

そうして幕を開けた1日目は、参議院議員の谷博之様、衆議院議員の橘秀徳様にお越しいただき、激励のお言葉を頂いた開会式から始まりました。他にも多くの方々から、当日で参加いただけないながらも第9回子ども国会への激励のお言葉、メッセージを頂きました。開会式後は、途中で食事や休憩などを挟みつつも延べ8時間近い討論の時間を設け、各分科会内での話し合いが行われました。非常に長い時間ではありますが、ファシリテーターの工夫によるアイスブレイキングや知識の共有に始まりポストイットを使用したブレインストーミングなどの活用によって、討論に初めて参加するような人でも自らの意見を発表しやすい場づくりに気を使いました。

子ども議員の皆さんは、それぞれ自分が参加する分科会のテーマに対して非常に高い問題意識や知識を持ち、大学生から見ても舌を巻いてしまいそうになるような白熱した討論の場を作り上げていました。長時間の討論のなかで徐々に分科会として社会に伝えたいことをまとめ上げてゆき、宣言書としてまとめることを視野に入れた議論へとシフトしていききました。そして夜には宣言書の原稿が完成しました。



完成した宣言書の原稿

2日目は、参議院議員会館の会議室をお借りして行う討論内容の発表に向けての準備が行われました。前日の分科会での討論の内容を、他の分科会の参加者に伝えるために各分科会で工夫を凝らします。発表準備が完了後、昼食をとってから参議院議員会館に移動して発表となりました。午前中の準備の甲斐あって分科会ごとに模造紙を使ったり寸劇形式で発表したりと個性的な発表が行われていました。

発表の後、前日作成した原稿をもとに作成した宣言書を手



発表の様子

に、参議院別館にある特別体験プログラムにおいて使用される会場をお借りしての宣言書の採択を行いました。これは分科会ごとの宣言書を分科会としての宣言として採択し、その後第9回子ども国会全体の宣言として承認するかどうかを諮るものです。実際の議場を模した会場で、子ども議員たちは緊張しながらも真剣に採択に臨み、無事宣言書は採択されました。

宣言書の採択後は、議員会館の会議室に戻り参加者同士の交流の時間となりました。この時間では、自分が参加した以外の分科会での討論の様子を聞きあったり分科会のメンバー同士での交流が行われたりと、参加者同士の仲がより一層深まったことと思います。

この二日間が子ども国会の活動のメインではありますが、まだ第9回子ども国会が完了したわけではありません。今後は、作成した宣言書を子ども議員からの提言として大人の方へお渡しする活動が行われます。今年は昨年までの議員の方への訪問に加えて各省庁の方への訪問も予定しています。

子ども国会は来年、第10回という大きな節目を迎えます。継続して活動してきたことを認めて頂き、本年度は文部科学省のご後援をいただくことができました。これまで多くの参加者から「また参加したい」「こういった場がもっとあれば良い」というご意見を頂いていることは、私たち実行委員の大きな励みとなっています。今後は、一人でも多くの子どもに社会問題に対する問題意識と自分の意見を持ってもらい、またそれを語り合う場としての子ども国会を知ってもらいたいと考えます。さらに、子どもたちの討論の結果をより多くの大人の方にお伝えすることで、団体目標である「みんなが『豊か』に生きていける未来の実現」に一歩近づけるのではないかと思います。実行委員一同邁進していきます。皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

子ども国会実行委員会

HP : <http://kodomokokkai.web.fc2.com/>

E-mail : info@kodomo-kokkai.net



採択の様子

大人の実行委員会と子どもの実行委員会

圓 谷 雪 絵 (NCRC 事務局次長)

子どもの権利条約フォーラム2012 in あいち プレフォーラム

2012年7月14日(土) 豊田産業文化会館(愛知県豊田市)

子どもの権利条約フォーラム2012 in あいちに向けて、本格的な準備が始まりました。

まず始めに、実行委員長の多田さんより、挨拶がありました。

今日のプレフォーラムでの交流会が、子どもたちの思いの炎が燃え上がる点火の日になるでしょう。子どもたちの学びももちろんですが、参加を広げるおとなたちがあらためて、子どもの権利についての学びを深め11月のフォーラムに向けて、燃え上がっていきましょう！

『おとな企画・午前の部』 ～学習会～

講師：荒牧 重人氏

(子どもの権利条約ネットワーク副代表・山梨学院大学 教授)

最近の子どもに関するニュースの話しから始まり、低すぎる子どもの自己肯定感について、子育て中の親や、保育士・教職員の自己肯定感も低くなっていること、自己肯定感が権利・人権の基礎であること。子どもの権利になぜ「責任・義務」という文字が無いのか？その義務は、だれが果たすのか？子どもの権利条約が、子どものわがままになるのか、子どもの甘やかしにつながるのか。子どもの権利が保障されるためには、おとな・保育士・教職員の権利も保障しなければいけない。参加したみなさんが「子どもの権利条約」の基本を改めて知ることの出来る時間になったのではないのでしょうか。

質疑応答の時間まで、荒牧さんの話を聞きたいという参加者のみなさんの希望で、最後の10分間も荒牧さんのお話がたっぷりの講座になりました。

『子ども企画・午前の部』 ～交流会～

まず自己紹介から始まりました。

参加者一人ひとり、名前・学年・将来の夢を話してもらいました。

その後に団体の活動紹介をしてもらいました。ほとんどの子ども参加者が団体を通して、このプレフォーラムに参加してくれました。

・小さな小さな地球の学校(こどもNPO)

キャンプやフリーマーケットなど、子どもたちがやってみたいという活動をしている。

・ティーンズカフェ

(こどもNPO)

月に1回、午後5時～9時まで、中高生が交流する機会として開催している。

・じえねぶろ(日進市)

10代の子どもたちが、自分たちのやってみたいことを考えて実践している。



お祭り、クッキング講座、理科の実験などを行っている。今回参加したメンバーは、子どもたちの活動を支えるサポーター。

・豊田市子ども会議

豊田のまちづくりについて子どもたちが自由に意見を言える場所。出された意見を市に提出することもできる。

・学生環境団体NEO

2010年に開催された子どもCOP10に参加したメンバーが立ち上げた団体。

子どもCOP10で出された意見を「アクションプラン」としてまとめたが、その後実践していくことが大切だと思い、自分たちで立ち上げた団体。

団体メンバーが、東京へ講演に行くこともある。

団体の紹介をしてもらったら、小学生も高校生もサポートの大学生もいっしょにゲームをしながら交流しました。

午前中の子どもプログラムは、どんなメンバーが参加しているのかを知り、ゲームを通して交流する内容でした。お昼ご飯のころには、小学生の子どもたちもすっかり仲良くなっていました。今回集まったユース・子どもたちが中心となって、11月のフォーラムを企画していきます。

『午後の部 子どもとおとな』

～子どももおとなもいっしょにワークショップ～

午後の部は、いよいよ子どもとおとながいっしょに、11月のフォーラムについて考えます。

ワークショップ形式で、おとなも子どもたちもそれぞれのグループに分かれるためのゲームをして、子ども4グループ・おとな6グループに分けられました。

「フォーラムでやりたいこと」「普段から気になっていること」「子どものこと」「子どもの権利のこと」をそれぞれ付箋に書き込んで、それをグループで「身近→身近じゃない」「子どもの問題→おとなの問題」4分割にまとめ、11月のフォーラムでテーマや分科会として取り上げて欲しいことを、各グループで話し合っていました。



最後に全体会の司会を務めた高校生からのメッセージ

いろいろなテーマの候補が出ましたが11月のフォーラムに向けた気持ちは、参加している子どももおとなも同じだと思うので、これから11月のフォーラムまで頑張りましょう！！

福島×ベネズエラ 音楽国際交流の夏ものがたり

まつむら ますみ (ピースボートスタッフ)

2012年7月31日、本格的な暑さを迎えた福島から、8名の若き音楽家(15～18歳)が旅に出た。福島テレビジュニアオーケストラの弦楽奏者3名、金管奏者4名と引率者1名でである。

彼らが参加したのは、国際交流NGOピースボートによる地球一周の船旅76回クルーズの枠組みで行われた、「福島×ベネズエラ 音楽交流の船旅」。ロサンゼルスを訪問したのち、メキシコ・エンセナーダ港からベネズエラの音楽家たちとの船上生活を共有した。

■なぜベネズエラ？

～オーケストラシステム「エルシステマ」について

ベネズエラは、南米北部に位置する自然豊かな国。現在、30万人ほどの児童・青少年が無料でクラシック音楽を学ぶ。その音楽教育システムを「エルシステマ」と呼び、1975年、ホセ・アントニオ・アブレウ博士によって創設された。37年の年月をかけ、社会問題であった貧困および青少年犯罪率増加に歯止めをかけ、国レベルでの音楽教育水準の向上を実現してきた。多くの音楽家、アンサンブル、オーケストラを輩出し、現在では、子どもたちの人格形成・自立心・自尊心の確立に一步進んだ役割を担う成果をあげている。

■ピースボート災害ボランティアセンター

「福島子どもプロジェクト」について

未曾有の被害を生んだ東日本大震災を受け、福島第一原子力発電所事故発生より、子どもたちの体調不良や精神的負担が懸念されるなか、ピースボート災害ボランティアセンターは、昨年の夏から「福島子どもプロジェクト」を立ち上げた。今年の夏は、避難、保養の機会として船旅に音楽国際交流の要素を加え、このプログラムをコーディネートした。

■たくさんの出会い、音楽を通じてつながる日々

7月31日、一行は晴れやかなロサンゼルスに降り立った。LA版「エルシステマ」であるYOLA (LAユース・オーケストラ)、EXPO(高校生によるユース・オーケストラ)との交流、そしてディズニーコンサートホールの訪問。メキシコ系および韓国系移民の子どもたちの前で演奏し、音楽を教え、オーケストラの全体練習に参加し、現地高校生と共同のリサイタルにも出演した。

8月2日、陸路メキシコのエンセナーダに向かった。大きな国旗がはためくエンセナーダ港に停泊するピースボ

ート「オーシャン・ドリーム号」。乗船すると間もなく、メキシコのベニン・アカデミー楽団との合同コンサートが行われた。練習してきた5曲を披露した後、メキシコの若者たちによる演奏を楽しんだ。メキシコ側指揮者による、「震災が起こったとき、メキシコのみんなが心を痛めた。この曲を福島から来たみなさんに送ります」という言葉に、心を打たれた。

船出を迎え、船酔いを体験しつつも、船の生活に慣れるのに時間は要さなかった。ベネズエラから合流した8人の音楽家ともうち解け合い、スペイン語習得の成果も見せた。約900名の一般参加者は、彼らの存在を暖かく見守り、船内で行われるさまざまな企画を共有した。8月6日はヒロシマ、9日はナガサキを振り返る船上式典に出席し、犠牲者に曲を捧げ、黙祷した。

「原発事故：あなたなら避難しますか？」という企画にも参加。映画「東京原発」を鑑賞した後、約30名がグループに分かれて意見を交換した。大好きな友達や家族と離れることを拒み、小さい頃から親しんだ大地を見捨てず、それぞれの理由で福島に住み続けることを決めたと発言した高校生たち。「私たちより小さい子たちが避難すべき」というコメントには複雑さが見え隠れし、「私たちが身をもって放射能の影響を見せる」という言葉に周りが絶句した場面もあった。

8月15日、船旅最後のメモリアルコンサートでは、2週間一緒に練習した成果を発揮し、すばらしい演奏を披露した。15名の若々しい演奏は、500席のホールを満席にし、感動させた。遠く離れた2つの国の音楽の融合は、言葉では表現できない美しいエネルギーに満ちていた。

いま、それぞれが家族のもとにもどり、船旅前と同じ生活を再開した。ベネズエラから参加したマリアナ(チェロ/19歳)はコメントする。「ひとつ確信したのは、音楽は言葉の壁を越え、私たちは分かり合えることができたということ。日本のみんなはすぐに意見を口にしないけれど、抱擁したり、ほっぺにキスして喜びや寂しさを表現するという私たちの習慣に、すぐ馴染んだみたい」。ヘスス(バイオリン/16歳)は、「震災後の福島について学んだ。今回交流したみんな、そして同世代の友達が、音楽によって気持ちを表現し、新しい道を開き、いつかまた一緒に演奏できることを、心から祈っているよ」



LAで交流



広島式典デッキで演奏



帰国後コンサート



集合写真

東日本大震災 仮設住宅に暮らす子どもの状況

小林 純子 (特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ)

仮設住宅は、よく報道される「プレハブ仮設住宅」と、民間の空き家を借り上げて行政が家賃を払っている「みなし仮設住宅」の2種に大別される。プレハブ仮設数は宮城県で406団地、22,095戸（H24年8月10日現在）、5万人ほどが住んでいる。仮設の担当部署は、高齢障害担当がほとんどで、行政の縦割りのためか、入居している子どもの数は正確には把握されていないが、6,000人ほどと思われる。被災家庭全体からすると、プレハブ仮設に住む子育て世帯の割合は低い。そもそも、避難所時代から子どもの存在はあまり歓迎されず、息をひそめて暮らすことを余儀なくされており、子どものいる家庭は避難所を出て、壊れた家で何とか住んだり、みなし仮設に入居したり、別の土地に転居したりという例が多い。このことから、選択の余地なくプレハブ仮設で生活している、子どもと家族の過酷な状況が想像できるだろう。

仮設の子どもは、「遊ぶ場所がない」「勉強する場所がない、集中できない」「狭い家の中で家族がけんかすることが多くなった」などという悩みをもっている。だが、彼らはそのことで決して文句をいわない。言っても親を困らせるだけ、言っても仕方がないことを知っているからだ。しかし、がまんがそんなに続くはずはなく、あちこちの学校で、子ども同士のトラブルが増えた、不登校の子どもが増えたと聞く。

私たちが仮設住宅で出会った子どもたちの事例を紹介しよう。

S君：小学1年生。通っているのは、車で1時間ほどの、祖父母の住んでいる仮設の学区の小学校。父親が出勤前に送り、放課後、祖父母の仮設で過ごす。祖父母の部屋は4畳半一間。外で遊んでいると回りからうるさいといわれる。しょっちゅう出入りする住民の車から「道路で遊ぶな！」とどなられる。仕事を終えた親が迎えに来て、また1時間かけて家に帰り、食事をして寝る。

Y君：小学4年生。現在の仮設の学区に転校。親は日中働いており、祖母が家にいる。新しい学校の友だちが遊びに来ては、大騒ぎをしたり、冷蔵庫のものを勝手に食べたりなど、好き放題するようになった。床続きの同じ棟の人たちから、うるさいので何とかしろと言われるが、祖母は孫が仲間外れになるのではと、強く注意できないでいる。

Mさん：中学2年生。Y君同様、被災して今の学校に転校。繁華街も近く、友だちとショッピングに行くなど、初めは楽しく過ごしていたが、住民のトラブルから再三パトカーが仮設に駆けつける事態が発生し、友だちの親が「仮設の子とは遊ばないように」と言ったので、遊びに誘ってもらえなくなった。



竹馬やフラフープで遊ぶ子どもたち



水のお絵かきも人気です

T君：6年生。震災前は祖父母、両親、兄の6人家族。津波で母が死亡。以前は厳しかった父が、母親を亡くした子どもたちをかわいそうに思ってあまり叱らなくなり、そのかわり、前はやさしかった



チャイルドライン号

た祖母から叱られることが多くなった。ストレスからか肥満傾向となり、学校から栄養指導を受けるようになった。先生が、母親のことを絶対話さないT君を心配して何度か話をすると、「一度ばあちゃんに話したら、ばあちゃんが泣いたから、あとは話さないって決めた。」と言った。

震災から1年半、「仮」の生活は一体いつまで続くのか、この状況が子どもたちの成長にどんな影を落とすのか。私たちは待ったなしの思いで「子育て応援キャラバン」を結成し、仮設住宅の子どもたちの居場所づくりに奔走している。

その一例として、縁あって実現した、上記S君の住む仮設での「キッズスペース」を紹介したい。週1回、「チャイルドライン号」に遊び道具を満載して出かけて行く。スタッフは、チャイルドラインみやぎが講座を実施して養成した、仙台市の仮設に住む人たちである。初めは、S君が経験したような大人からの視線が厳しかったが、さすがに支援者たちに面と向かって「来るな」とはいえないようで、2か月が過ぎた。

この間、竹馬やお手玉、フラフープ、なわとびに子どもが興じていると、住民が立ち寄ってくれるようになった。被災したスタッフと仮設の住民が、お互いの被災経験を通して信頼関係を築けたことも予定外の成果だった。そして何と、住民の話し合いで「キッズスペースの日は車の出入りを規制してあげよう」ということになった。

きっかけをつくることで、子どもを中心にしたコミュニティが確かに育つ。今後仮設住宅が解消されると、ここの住民はまたちりぢりになってしまうが、この経験はきっと新しい土地でも実を結ぶだろう。私たちはその種を蒔き続けていきたい。

「子育て応援キャラバン」にご支援ください！

募金振込口座 名称はいずれも

「災害子ども支援ネットワークみやぎ」

1. 郵便振替口座 02240-3-125954

2. ゆうちょ銀行 店名 229 店番 229

当座 0125954

URL : <http://saigai-kodomo.org/>

ブログ : http://blogs.yahoo.co.jp/saigai_kodomo

岩手県野田村の子どもたちのメッセージ

小野寺 圭太（1年・男）「ぼくのだいすきなどうぶつ」

ぼくのだいすきなどうぶつは、ライオンですどしてかとい
うとかおがつよそうでかっこいいからです。

松川 咲埜（1年・男）「ぼくのたからもの」

ぼくのたからものはゴムでっぼうです。ゴムでっぼうであ
そぶことが、たのしいからです。ねてるときもそばにおきます。
じぶんがつくったものだからです。

小原 茉鈴（1年・女）

わたしがすきなどうぶつは、うさぎかすきです。なぜかというところがくりくりしているからです。

わたしのたからものは、きらきらしたかわいいのりです。
 どうしてかというとおんぶがかわいいからです。

中花 娃美（1年・女）「ねがいごと」

1. AKBホティエイトニナリタイ
2. ロンドンをりんびくにてたいナ
3. ほんやさんになりたいな
4. ペットショ、ぷノテインさん
5. ケーキヤサンニナリたい
6. がっこうのせんせいニナリたい
7. がっこうのはんちょうになりたい
8. ようふくやさんになりたい
9. ニュウス



小野 楓（４年・女）「自分の夢」

私の夢は、体操の選手です。理由は、テレビでいろんな人がメダルを取っているのを見たらすごなあと思ったからです。

あと、テレビでわらっている顔を見たら楽しそうだったから。

林崎 美紀奈（4年・女）「自分の夢」

私のしょうらいの夢は、小学校の先生です。理由は、いろいろな子どもに会ってみたいからと、仕事が楽しそうだからです。

松葉 みゆ（5年・女）「わたしの夢」

わたしの夢は、二つあります。

一つ目は、パティシエです。

なぜかと言うと、スイーツデコを、はじめてやったら、お店の人や、家の人に、「かわいいね！さいのうあるんじゃない？」と言われたのがきっかけで、パティシエになろうと思いました。



二つ目は、エステ屋さんです。なぜか、と言うと、遊びの中で、レストランごっこで、エステさんをいれたら、エステが大好評でした。エステに来てくれた人が、「とってもきもちよかったよ！さいのうあるね！」と言われたので、エステ屋さんにもなろうかな？と思いました。でも、どちらか一つにしぼりたいけどなかなかしぼれないので、りょうほうとも、同じお店の中に入れたいです。

小野 涼（6年・女）「私の夢」

私の夢は、バレーボールでサウスポの選手になることです。理由は、今バレーボールをやっていて左でスパイクしたりしてみんなに期待いされているからです。

まだ、サーブも入らないけどしっかり練習して必ずねらったサーブを入れていつか必ずロンドンオリンピックのバレーボール選手に選ばれます。私の憧れの選手は、江畑選手と木村選手です。私も2人に近づけるようにがんばりたいです。

子どもたちのメッセージを読んで..

女 澤 貴 公 (NPO法人琥珀の泉／岩手県)

あの日から1年5か月も経過している最近思うことは、あんな過酷な体験とその後の環境や生活の変化の中で、子どもたちの心や気持ちが何か変わって来ているものがあるのだろうか・・もしかして、その当時の事は忘れているのだろうか・・などなど、表向きは、平静に映るものの本当に心の奥底から変わってきているのだろうか、それとももう過去のことと胸の中にしまってしまったのか、子どもたちは何を考えて、どうしたいと思っているのか常々考えてしまい、今の時点ではあくまで予想とか想像の範疇でしかないのである。

そして、その時の事やこれからどうしたいのかどんなふうにしたらよいかなど、震災の「し」の字も未だに発せれないし、勿論、直接聞けるわけでもなく、話すこともできない状態でもあることは普通の考えであれば当然である・・それと、聞いてどうするの、何故聞くの・・お前がどうしたいのともなる。そんな時に、知り合いの方から何気にこのメッセージの話を受けて、何でもいいから文字で書いて欲しいことを子どもたちをお願いしてみた。ただ、震災のこととか辛いことや嫌なことを書いてもらったって、そんなことはわかりきっている（つもりなのかもしれない）から七夕の短冊に願い事を書くような感じで書いてもらって書いてもらったのがこのメッセー

ジです。

ささやかな日常のことや、丁度ロンドンオリンピックが行われている時期でもありそのことや、子どもならではのささやかな夢も書いていました。

つまり、子どもたちは子どもたちなりにあの震災を受け入れて、尚且つ周りの世界を覗きながら今の日常を精一杯に生きているんだなあ～と感じました。もっと、拍子抜けた作文になるかとも思いましたが、あんな悲惨な体験をしても案外普通のことを言っているものでした。

そうであれば、ますます子どもたちを取り巻く環境の中のひとつの私たち大人は、もっと子どもたちが今どういうことを見ているのか、何を考えているか、どうしたいと思っているのかを漏らさずに心を寄せ、耳を傾けなければならないのではないかと率直に反省し、もっと子どもも大人も視野を広げていくことの大事さをこのメッセージを読んで痛感しました。

依然として震災前の元の状態とまではいけなく、周りの環境や社会の復興だ、支援だと言う形も根拠もない呼び声子どもたちはどう受け止めているのか、大人中心の社会の中においてどう感じているのか、今後もかわりを持ち続け、見つけて、感じて行きたいと思っています。

子どもの多様な学びの実現に向けて、立法をめざす オルタナティブ教育法

中 村 国 生（実現する会事務局長・NPO法人東京シュール事務局長）

7月8日、「〔仮称〕オルタナティブ教育法」を実現する会（共同代表：汐見稔幸、喜多明人、奥地圭子）が、多様な教育や子どものことに取り組む32名が発起人となって設立されました。子どもの多様な学びの保障を立法によって実現することが目的です。設立総会の会場は200名を超えるオルタナティブ教育の実践者・親・市民であふれ、フリースクールの子どもたちや議員も駆けつけ、大変な熱気と期待につつまれました。

1. どうして新しい法律が必要なのか

この夏は、大津のいじめ自殺事件に端を発し、子どものいじめ・いじめ自殺の痛ましい報道が続きました。フリースクールに通う子どもには、いじめられた経験を持つ子が少なくなく、あらためて学校外の居場所や学びの場の必要性を実感しました。不登校やフリースクールに関わってきた私たちは、学校外の方がもっともっと数多く存在し、その周知がなされ、抵抗感なく安心して選択できるようになれば、「いじめ」をすぐになくすることはできなくても「いじめ自殺」は防げるのではないかと。そう思うのです。

不登校の子どもの数は、80年代より急増し、2000年代以降は12万人台で高止まり状況が続いています。高校の不登校や中退を含めると年間20万人近くの子どもが学校離れています。その子たちの学習権はどのように保障されてきたのでしょうか。主に民間やNPOによってつくられたフリースクール・子どもの居場所、在宅中心で育つことを家庭が担うことで実質支えられてきました。しかし、それは一部の子どもたちだけで、多くが不登校を罪悪視、問題視する環境の中で苦しさや悩みに悶々とした日々を過ごしています。国や教育行政による支援は「学校復帰」目的の取り組みしかなく、学習権保障とはほど遠い内容です。

フリースクールのほか、既存の学校外で市民が自ら教育の場をつくる流れには、シュタイナー教育、フレネ教育、サドベリー学校、ホームスクールなど多様な価値観にもとづくもの、ブラジル学校やペルー学校など日本の公教育が充分対応していないために独自につくる外国人学校などもあります。さまざまな多くの子どもたちが、学びの保障、教育の保障が公的になされていません。

2. どのような法律を考えているのか

わが国の憲法、教育基本法では、9年間の普通教育の義務を保護者に課し、教育の機会均等を謳っています。本来、普通教育そのものは人間の多様性に応じて多様であるべきものでしょう。しかし、教育法制上、普通教育は学校教育法による学校（一条校）だけに限定されたしくみになっており、その他の選択肢は許されていません。命を失うまで学校へ通うことも、不登校があってはならないと問題視されることも、

学校復帰の対策のみに予算が使われることも、フリースクール等に公的支援がないことも、学校一本の法律しかないことに起因しています。ですから、学校以外での子どもの学びを制度で支え、不利益なく選択できるようにするための立法が、大きく子ども環境を良い方向へ変えていくと確信するのです。

具体的には、一人ひとり、それぞれの子どもが自分にあった学びが選択できるよう、学習権保障を目的とした立法をめざしています。学校外とは、先に列挙したような、家庭（ホームエデュケーション）を含めたフリースクール等の多様な学び場です。そこでの学びを「普通教育」として選択でき、公費で支え、それを支援するための学習支援センターのような機関を身近に設置します。学校では学習指導要領という国家のカリキュラムを学びますが、そもそも学ぶ営みは一人ひとりそれぞれであることが基本ですから、目指す法律では統一のカリキュラムや資格試験はつくり、子どもの個性やニーズに応じて、子どもの最善の学びを、子どもと共につくっていけるよう、学びの多様性を保障していくことが大事です。

しかし、安心して選択できるためには、どんな場でもよし、というわけにもいきません。公費で支える点からも、何らかの要件は必要でしょう。その要件もオルタナティブな場をつくってきた関係者がしっかりと入った委員会等で検討し、それにそって学びの場を運営する者は登録するようにします。登録できる主体は、保護者（これはホームエデュケーションの場合）、NPO法人等の公益法人、地方公共団体が考えられます。非営利性、公益性、公金を管理できる経理能力、虐待や矯正訓練的なものを防ぐため、子どもの権利の確保や民主的なしくみを持つことも大事です。

3. これから

実現する会では、この10月にも第2回総会を開催し、「〔仮称〕オルタナティブ教育法」をもう少し分かりやすい言葉や内容に変え、議員立法でできるだけ早い成立をめざすためのスケジュールも検討する予定です。趣旨に賛同する多くの市民に参加していただきたいと願っています。ぜひ、読者の皆様もご参加ください。

お問い合わせ：実現する会事務局

<http://www.aejapan.org/wp>

TEL 03-5924-0525（フリースクール全国ネットワーク内）



子どもと学校の安全のいま

—学校事故・災害の原因究明と再発防止にむけて

堀 井 雅 道（立正大学・東洋大学非常勤）

年間約113万件。これは、1年間に子どもが学校（幼稚園・保育所含む）で負傷したり、場合によっては重い障害や、最悪の場合には死亡に至ったりするような事故や災害等の発生件数を表すものです。現在、多くの子どもが一日の生活の大半を過ごす学校では「安全」が極めて重要な課題となっています。

今日、子どもや学校の安全を脅かしている問題は主に以下の四点があげられます。第一は、日常的教育活動から生じる事故です。これは、特に体育の授業や部活動中の事故があげられます。それらは学校の事故発生件数の約半数を占めるもので、部活動が盛んな中学校では10校に1校の割合で発生しています。2012年度から中学校では「武道」が必修化されることから、授業中の事故の発生件数の増加が懸念されます。第二は「災害」（火災、地震等）です。特に、昨年3月11日に発生した東日本大震災は、大規模な自然災害から子どもをいかに守るかという「防災」の課題を提起しました。第三は犯罪事件です。2001年の大阪教育大学付属池田小事件をはじめとする学校への不審者侵入事件はもちろんのこと、登下校中の交通事故や犯罪事件から子どもを守るための「防犯」も重要な課題となっています。第四は「いじめ」です。いじめによる子どもの自殺事件は定期的に社会問題化していますが、時を経るにつれて風化してしまうような傾向があります。今日、学校におけるいじめの認知件数は約7万5000件（2010年度時点・文科省調査）もあり、どの学校にも起こりうるという認識に立った対策が求められています。

このような状況の中、国レベルでは、「学校保健安全法」が2009年4月より施行され、国や自治体、そして学校の「学校安全」に関する責務が明らかにされ、2012年4月には政府が同法にもとづき、「学校安全推進計画」を策定しました。このように「学校安全」の問題がクローズアップされつつあり、改善が期待されるところです。そして、改善に向けた必要不可欠の視点が「原因究明」と「再発防止」です。

ところが、これまでの学校の事故や災害の事例をみると、原因究明と再発防止が不十分なために（全国化しないために）、別の学校でまた発生するという悪循環になっています。そして、この悪循環は、実際に事故や災害によって被害にあった子どもとその家族を苦しめています。つまり、「なぜ自分が重い障害を負ってしまったのか」「なぜ自分の子どもが死んでしまったのか」が十分に明らかにされず、十分な再発防止策が練られないままに、同様の事故や災害が別々に起こるからです。そこで、これまで被害者はやむをえずに、学校を管理する自治体（教育委員会）を相手に損害賠償訴訟を起こし、事故・災害の原因を究明することが多々ありました。ただし、これは、学校と対立構造になることや、事実の解明に必要な証拠の提

示は被害者側に求められるため、被害者側に精神的、経済的、時間的な負担を強いるものです。そこで、「原因究明」と「再発防止」の過程では、可能な限り、被害者である子どもとその家族の意向を汲みとっていくことが求められています。

このような状況を受け、「学校安全推進全国ネットワーク準備会」（代表：喜多明人早大教授）が立ち上がりました。同会は「学校安全」の推進に向けて、学校の事故や災害にあわれた当事者の相談や、学習会の開催を通じた「学校安全」の普及を主な活動としています。そして、2012年7月8日には公開学習会が早稲田大学で開催されました。学習会では、給食中に白玉団子を喉につまらせて意識不明となっている小学生の家族、高校でラグビー部の部活動により重い障害をおわれた被害者と家族、そして高校の柔道部の部活動の一環で行われた柔道の昇段試験で事故にあい意識不明となっている高校生の家族の方が報告しました。それぞれの方の報告に共通しているのは、どのような状況で事故が起こったのか、それは防ぐことはできなかったのかという思いです。つまり、事実の解明（事故の原因究明）とそれに立った再発防止、そして責任の所在を明らかにしたいということです。これは、事故や災害にあわれた子どもやその家族の共通の思いだといえます。最近では、東日本大震災で津波により74名の子どもが死亡、行方不明となった岩手県石巻市立大川小学校の事例や、滋賀県大津市の中学生男子のいじめ自殺事件とも共通しています。

今後、子どもと学校の安全の保障のためには、このような被害者と家族の思いを汲み取りつつ、子ども・学校の安全は、子どもの権利の根本的な問題として再認識し、社会全体で取り組んでいく必要があります。

（学校安全推進全国ネットワーク準備会

URL：http://www.geocities.jp/school_safety_net/index.html）



子どもの権利条約基礎講座に参加して

子どもの権利条約ネットワークは条約を基礎から学びなおし、条約の理念を再認識し、条約を私たちの社会に浸透させていく機会を増やすべく、恒例の「子どもの権利条約基礎講座」を当団体の副代表でもある荒牧重人（山梨学院大学法科大学院教授）を講師に本年も6月16日（土）、早稲田大学戸山（文学部）キャンパスにて開催しました。

子どもの権利条約って何？という方にも、今更条約の勉強なんてという方にも満足していただける講座をめざし、子どもに関わるお仕事をしている方、お父さん、お母さん、これから子どもに関わるかもしれない方たちの質問にお応えできるような講座づくりに取り組みました。

講座受講者からの感想

池田 詩子（母親）

この度は、基礎講座に参加させて頂き、ありがとうございます。

私は子育てで、未熟さ故、自分の感情や思いこみを振りかざし、幾度となく自己嫌悪になりました。そして子どもと向き合い笑えなくなる度、自分の肉体的な限界や知的、精神的限界を乗り越える必要がありました。

結局問題は、私の中で定まらない子ども観、大人（自分）のあり方だと、その答えを探し求めるうち、書籍や講演で「子どもの権利条約」に出会いました。

今回講座に参加し、「権利」自分分かっていないと気づきました。例えば、子どもの権利は親の義務だと負担に感じたり、権力や特権と同じ響きで受取っていました。本来は、当前持つ命の権利で、子どもだけでなく誰もが持つこと。権利へ対抗するのは義務でなく権利である。権利は自分が大事な存在で、相手も同様に尊重されることを理解する概念だと知りました。それは、私が子育てで願う「子どもの自立」と「自分を是認できること」を両立する考え方でした。子どもと共に私も権利を学び、活かしたいと思います。

また、「悩んでしまって」と話した私に、「悩むことがいい」と明るくお答えになった荒牧先生の言葉に力づけられました。悩むことは、答えが解らない能力不足の証ではなく、問題に集中させ、子どもの最善の利益を常に模索し、進歩に繋がる希望だと気づきました。講座の日から、清々しい気持ちです。

田代 千晴（東洋大学生）

私は、通っている大学の講義の中で「子どもの権利条約」を勉強する機会があった。しかし、主に乳幼児の成長発達についてであり「子どもの権利条約」のほんの一部に触れるに過ぎなかった。

「子どもの権利条約」と一口に言っても、幸せに生きる権利や学ぶ権利、参加の権利など、様々な権利がある。もっと学びを深めたい、と思い子どもの権利条約基礎講座に出席することにした。ただ講義を受けるだけ、というイメージを持って参加したのだが、荒牧重人さんと参加者が活発に意見を交換しその熱気に圧倒され刺激を受けた。そして荒牧さんの講演を聴き、まずは、条約というものを知ることが大切である



と感じた。しかし、自らが権利を持っていることを意識していない子どもが多い。考えてみると、私は義務教育の課程において、子どもの権利条約について詳しく学んだ記憶がない。「子どもの権利条約」という名称も、大学に入学し、たまたまとった授業で初めて知った。子どもの権利条約のあらましに「独立した人格と尊厳を持ち、権利を享受し行使する主体として子どもを捉えている」とあるが、それならばなぜ行使する主体であるはずの子ども期にきちんと学ばなかったのだろうか。

子どもたちのためにまだまだ改善されなければならないことが多いこと。それには大人の協力が必要なことなど、子どもの権利を考える上での様々な問題を考えていく良いきっかけになり、貴重な時間となった。

赤坂美幸（団体職員）

以前より子どもの権利条約の基礎講座を受けたいと思っていた私にとり、今回の講座は大変勉強になりました。また、初めに参加者より今回の講座の中で学びたいことを聞き、各質問に答えていく形の講座のスタイルもよかったです。

荒牧先生の教えてくれた事の中で、いくつか印象的なことがあります。

一つは、「子どもの権利と言ったら、主体は子ども。子育て、教育が中心ではなく子どもそのものの人生が主である。」二つ目は、「子どもはその親だけの責任ではなく、地域全体で子育てに取り組む」三つ目は、「子どもは大人の支援なしでは発達できないが、同時に子どもはすべての一員である」。また、子どもの権利実現への問題点として、大人が本来子どもたちの持っている力に確信が持てなかったり、子どもは大人の発達途上、または大人と同一とカテゴライズしてしまうことがあるという話がありました。子どもの権利実現のためには、子どもを保護の対象としてだけ見るのではなく、大人が子どもの持っている力を信じ、子どもに役割や、選択するチャンスを与えることにより、子どもが自ら選んで行動し、その結果、子どもが自信を持てるようになり、それが自己肯定感へと繋がっていく。その際大事なことは、大人が子供の声を子どもの目線になり聞き、受け入れていくことが重要だとあらためて感じました。

私は現在、復興支援関係の仕事をしておりませんが、講座の中で学んだことが、今も仕事をしていく中で大変役にたっています。子どもを取り巻く大人達へ上記のメッセージを一方的にではなく、議論をもちながら伝えていきたいと感じました。

次回の講座も楽しみにしております。 ありがとうございます。

頑張っているイギリスの子どもコミッショナー

奥 田 陸 子 (IPA日本支部、NPO法人子ども&まちネット)

イギリスは2003年に「どの子どもみんな大切」(ECM)という子ども政策を掲げ、それ以来今日まで、政権は交代しても、ECMの精神は受け継がれてきています。「子ども法2004」にしたがって2005年に生まれた子どもコミッショナーとは、すべての子どもの権利を守り意見を代弁する法的権威を与えられた役職の人のことです。子どもコミッショナーはその役割を果たそうと、その名前も別称「11 MILLION」(イギリスの子どもの全数1,100万人余にちなんでつけた名前)で活動してきました。しかし、その成果を問われるときがきました。2007年のユニセフの報告書で、「イギリスは子どもの幸福度がOECD加盟国のなかで最低」だと評価されました。たしかに、イギリスは政治・経済では大国ですが、その陰に移民問題等で苦しんでいる実態はありますし、ECMの掲げた高い理想の実現には時間がかかり、努力の割には成果が挙がらない面も見られました。

2010年7月に、教育省は子どもコミッショナーの役割と機能について、外部評価すべきだと考えて、ダンフォード博士に独自調査を依頼しました。その報告書が2010年11月末に提出されました。それには、子どもコミッショナーは全体的に発言力が弱い立場の子どもの意見を聞き出し代弁するために必要であるし、いままでのコミッショナーでは権力が弱い。子どもコミッショナーは他の省庁からの独立性を強化し、コミッショナー特有の委託権限をもっと強めるべきであるなど、46項目の提言がありました。政府も、また多くの省庁や団体も、ダンフォードの報告書を歓迎し、法改正の必要を認めたので、いま、その作業が進められています。

2010年に子どもコミッショナーの人事が一新されましたが、新しいスタッフはダンフォード報告書が提出されるより以前からその内容を先取りした形で実践を開始し、目覚ましい成果を上げています。さまざまな子どもたちのところに出かけ、子どもたち、周りの大人たち、施設の職員や専門職者たちと対話し、意見を吸い上げ、報告書を出しています。報告書の内容は、すべて事実を踏まえたものであるべきで、思いこみを加えてはならない、という原則を忠実に守ろうとしています。その一例は、2012年3月に出した報告書『彼らは決して君を見放さない』でしょう。学校を追い出された子どもたち(イギリスでは放校処分になる子どもの数が多い)当人、親、学校側、関係者から事情をしっかりと聞き出し、その処分が妥当であったかどうかを8カ月かけて調査したものです。明確な判断基準を掲げていますが、それは処分を受けることになった当人および周りの子どもの生きる権利、学ぶ権利を基本としています。教育省が持っている全国の調査データなども参考にしています。

その結果、違法な処分であったと、学校側も認めざるを得ないケースがあることが分かりました。学校側が努力を重ね、学校外の支援も得たりした結果、処分対象になった子どもの対処の仕方がうまくいった事例もあることもわかりました。

子どもコミッショナーは、保護が必要な子どもや精神的に問題のある若者や非行少年など、とくに自分からは意見が言えないような子どもたちの問題には、子どもの代弁者として当人たちと社会の橋渡しの役割を果たそうとしています。子どもコミッショナーは子どもオンブズパーソンではありません。個々のケースで権利擁護をするのではなく、幅広く影響のある問題として取り組むことが子どもコミッショナーの役割です。国連子どもの権利条約を基に、すべての子どもの権利を擁護することが目的であり、そのためには子どもの参加が欠かせません。

2007年11月、子どもコミッショナーは、政府、地方自治体、企業、慈善団体、学校などの運営に携わる人たちに呼び掛けて、彼らの職場に子ども・若者を招き、彼らの仕事を一日子どもたちに体験してもらう「職場体験デー Takeover Day」を実施してもらいたいとお願いしました。この呼びかけに、初年度は全国の数百の公共団体や民間団体や個人が応募し、1万人以上の子どもが参加。このイベントの人気は年々上昇し、6回目の今年は5万人以上の子どもの参加が見込まれています。毎年、多くの政治家やマスコミ、地方自治体の幹部、多くの学校、美術館、警察や消防隊など、参加しているとのこと。このイベントを通して大人と子どもが相互に意見を交わし、子どもは大人がやっている仕事から社会を学び、大人は子どもの柔軟な発想から多くの示唆を得ることが出来るすばらしい機会になっています。イギリスでは、こうやって、大人と子どもがともに力を出し合う社会を目指して奮闘中のようなのです。

情報源：<http://www.childrenscommissioner.gov.uk/>
たくさんの報告書類がダウンロードできます。



Young people at the Royal British Legion in 2011

出会いは活動の原点

～「学ぶ権利」を求めて～

殿 岡 翼（全国障害学生支援センター 代表）

二人の恩師との出会いではぐくまれた生き方

私は現在、全国障害学生支援センターという非営利の任意団体を運営し、障害をもつ人の大学進学・学生生活のサポートをする活動をしています。今回はこうした活動に関わるきっかけとそのときの思いを中心に書いてみたいと思います。

私は出生時にへその緒が首に巻き付いたため、脳性マヒという障害をもって生まれてきました。移動は電動車いすを使用、筆記はパソコンやiPadを活用しています。小学校より地域の学校で生活するなかで自分の障害と学校との関係に疑問を持ち始めました。小学校5年生の時に転校先の西宮で出会った恩師の影響で、自らが置かれた学校の中での位置と統合教育についてははっきりと認識することができるようになりました。また、障害者運動に興味を持ち、辞書を片手に大人向けの障害者運動の本も読むようになりました。この時に感じた思いが、後の障害当事者としての活動の立ち上げの基礎となっています。

中学時代は激烈ないじめを経験し、高校入試では障害による入学の拒否も受けました。その傷が癒えるのには相当な時間を要しましたが、様々な思いの中で高校・大学進学を果たし、立正大学に進みます。

大学では教師をめざそうと決意し、喜多ゼミの門をたたきました。この喜多明人さんとの出会いは第二の恩師との出会いでした。ここで「子どもの権利条約ネットワーク」を知り、障害の問題だけでなく「校則」や「いじめ」で悩んでいる子どもたち、権利条例制定で活躍している子どもたちとも出会いました。喜多ゼミで学んだ時間は私にとって本当に幸せな時間でした。

ゼミに入った1995年の初めに阪神淡路大震災がありました。自分が育った地域で起きた大災害に「友達がどうなったのかなあ」という気持ちと同時に、自分と同じように障害をもつ人がどんな状況に置かれているんだろう、ということにとっても関心を持ちました。このことを自分の力で伝えていきたいと感じ、情報誌を作ろうと思い立ちました。これにはやはり喜多さんの後押しがありました。この年に創刊した『情報誌・障害をもつ人々の現在』（以下、情報誌）は、現在私の運営する団体の機関紙となっています。

大須賀さんから受け継いだ障害者としての活動

その後も様々な人との出会いが私を今の活動に導いてくれました。その一人が、自身も車いす生活をしながら、『車いすTokyoガイド』（1973、1975）を他に先駆けて作っていた、故大須賀郁夫さんという方です。彼のもとに1990年代初頭に、「大学に行きたい」という障害者の声が届きます。「障害者の大学進学には、決定的に情報が不足している」「各大学の受け入れ状況を

伝えるガイドブックの作成は、障害をもつ受験生の希望を実現すること、障害者が大学で学べる機会を広げることの一助となるに違いない。こう考えた大須賀さんは、自身が代表であった八王子の自立生活センター「わかこま・自立生活情報室」で、全国すべての大学の障害者の受け入れを一斉に調査してその結果をすべて公開するという、ガイドブック作りに着手しました。

1994年に初めて発行された『大学案内障害者版』では、大学ごとに「受験可」「入試配慮あり」「在籍あり」といった情報が公表され、障害をもつ受験生に衝撃を与え、問い合わせが殺到。大須賀さんはこうして当時ほとんど脚光をあびていなかった障害者の高等教育の分野に光を当て、その後の障害学生支援の発展につながる当事者活動を生み出したのです。これは障害当事者の立場に立脚した調査と出版という、民間の市民活動だからこそ成し得たことでもあります。

1997年2月、当時の私は情報誌を発行しながら、障害当事者として生きていこうと決意していました。しかし就職先はなく、挫折感にさいなまれる日々。そんなとき、「うちで活動してみないか」と声をかけてくれたのが大須賀さんでした。こうして『大学案内障害者版』の活動に私は大学卒業と同時に参加しました。

その後大学で学ぶ様々な障害をもつ仲間と出会い、大学で障害者が学ぶことの意義やぶつかる困難など、互いに共感することが多くありました。そこで大学への調査に加えて、数人の仲間とともに相談活動やピアサポート活動としての「障害をもつ学生交流会」を企画・開催しました。これらの活動を集約した形で、1999年4月仲間とともに「全国障害学生支援センター」を設立しました。

大須賀さんのもとで私は、障害当事者としての生き方はもちろん、実際の団体の運営方法や助成金の活用など、本当に多くのことを学びました。それらすべてがセンターの運営に役立っています。支援センターはその後、のべ8回の大学調査と11回の学生交流会を開催し、障害をもつ仲間を大学進学・社会に送り出していきました。

「学ぶ権利」を形にする活動を

私たち支援センターの活動がさらに広がったきっかけは、2002年札幌で行われたDPI（障害者インターナショナル）世界会議に参加したこと。当時国連で議論がはじまったばかりの障害者権利条約について知り、世界で活躍する多くの障害当事者と出会いました。大学時代に子どもの権利条約で意見表明権を知り、わくわくしたことを思い出します。今度は障害者権利条約に出会い、障害者の高等教育の分野でも

障害当事者の「学ぶ権利」が確立されなければならないと確信しました。そのためにこそ私たちの活動に意義があると胸が熱くなりました。

2009年の政権交代以降、国内では障害者権利条約批准に向けた国内法の整備として、障害者基本法の改正と、障害者差別禁止法制定に向けた議論などがなされています。障害者権利条約制定で国際的に培われてきた「合理的配慮」が、いよいよ国内で根付いていくか正念場に来ています。私は今年

6月から、文部科学省高等教育局「障害のある学生の修学支援に関する検討会」の構成員として、障害者の高等教育の分野で政府の政策提言に関わりはじめました。「大学で学びたい！」という一障害者の声が市民活動を生み出し、その活動の積み重ねが社会を動かし、とうとう国の政策につながるところまでできています。そんな瞬間に自分がかかわることができるのは本当に幸せです。そしてそれを支えてくれた多くの人との出会いに感謝しています。

イベント案内

●【子どもの権利条約基礎講座・第2回】

恒例の「子どもの権利条約基礎講座・第2回」を下記の日程で開催します。条約を基礎から学びなおし、条約の理念を再認識し、条約を私たちの社会に浸透させて下さい。子どもの権利条約って何？という方にも、今更条約の勉強なんてという方にも満足していただける、不思議な講座です。皆様の知りたいこと、疑問に思っていることの答えがきっと見つかります。子どもに関わるお仕事をしている方、お父さん、お母さん、これから子どもに関わるかもしれない方たち、皆様の質問にお答えします。

【講 師】荒牧 重人(あらまき しげと) (子どもの権利条約ネットワーク副代表・山梨学院大学法科大学院教授)

【日 時】2012年10月26日(金) 18:30～21:00(受付開始18:00)

【場 所】早稲田大学戸山キャンパス39号館第5会議室

【参加費】大人:1,000円(会員800円) 18歳未満:500円(子ども・学生会員無料)

※受付でお支払いください。受付で入会できます。

【定 員】20名

【対 象】テーマに興味のある方ならどなたでも参加できます。

【申し込み・問い合わせ】※当日参加を受け付けますが、資料・会場などの準備がありますので、事前申し込みをお願いします。

件名に「基礎講座申し込み」と明記して、氏名(ふりがな)・TEL・E-Mailをご記入のうえ、

当ネットワークHP (http://www.ncrc.jp/mail_form.html) からお申し込みください。

10月25日(木) 12:00メ切です。

●【子どもの権利条約フォーラム2012 in あいち】

【日 時】11月24日(土)・25日(日)

【場 所】中京大学

毎年、当ネットワークが呼びかけ団体とし、現地で発足される実行委員会を中心に毎年各地で開催されてきた「子どもの権利条約フォーラム」。20周年を迎える今回は愛知での開催となります。

編集後記

今号は東日本大震災からちょうど一年半にあたる日に発行予定だったので、東北の子どもの声を載せたいと考え、企画をしました。

でも、集まった原稿を読んでみて、少し反省しました。

子どもに震災の事や、放射能についてあえて聞く事に意味が有るのかしらと感じたからです。聞いて、私たちに何ができるのかな、、、？何のために私は聞いているのかしら、、、？

ことに、野田村の子どもたちが、ごく当たり前に自分の将来を思い描き、自分たちの夢を書いているのを読んで、ハッとさせられました。なにが有っても、どんな経験をして、子どもはその年齢なりにそれを消化しようとしているのでしょう。それをどこか思いこみで、子どもの答えを型にはめて予想していたのではないかと思います。

子どもたちが傷ついていないわけではなく、それを遠いところからあえて聞く事が間違いだったと反省します。子どもたちが話したくなった時にニュースレターで取り上げようと思っていたにも関わらず、土足で子どもの心に踏み込もうとしてしまったのかもしれません。

一方で、被災地の子どもを特別視せず、子どもの心の深いところに寄り添いながら、東北で今活動している多くの大人たちがいることが救いです。そして、被災した17、18歳くらいの年齢の子どもたちが、自分たちよりも幼い子どもたちの健康や、未来を気遣っています。そんな皆さんから学んだことを活かしながら、これからも東北の子どもたちの情報を発信していきます。 E・A

「子どもの権利条約」No.109

2012年9月15日発行

★発 行 (季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜 多 明 人

★編集人 荒 木 悦 子・南 雲 勇 多

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印 刷 (株)第一プリント